

韓国の銀行経営開示関連法規

● 銀行法第 51 条（経営開示）

金融機関は預金者及び投資者の保護のために必要な事項として大統領令が定める事項を金融監督委員会が定めによって公示する[全文改正 2000.1.21]

● 銀行法施行令第 24 条の 3（経営開示）

- ① 法第 51 条の規定によって金融機関は次の各号の事項を公示しなければならない
 1. 財務及び損益に関する事項
 2. 資金調達及び運用に関する事項
 3. 法第 53 条または金融産業の構造改善に関する法律 第 10 条・第 14 条の規定による措置を受けた場合その内容
 4. その他の預金者及び投資者の保護のため公示が必要と認定される事項として金融監督委員会が定める事項
- ② 金融監督委員会は第 1 項第 1 号が第 3 号の公示事項に関する細部基準を定めることができる[本条新設 2000.6.23]。

● 銀行業監督規程第 41 条（経営開示）

- ① 金融機関は法第 51 条の規定によって決算日から 3 ヶ月以内に次の各号で定めた事項を開示しなければならない。ただし、分期別仮決算の結果に対する公示資料は仮決算日から 2 ヶ月以内に開示しなければならない。
 1. 組織及び人員に関する事項
 2. 財務及び損益に関する事項
 3. 資金調達・運用に関する事項
 4. 健全性・収益性・生産性などを表す経営指標に関する事項
 5. 経営方針、リスク管理等の銀行経営に重要な影響を及ぼす事項
- ② 第 1 項で定めた事項に対する具体的な開示項目及び方法は全国銀行連合会会長が定めた金融業経営統一開示基準にしたがう。
- ③ 金融機関は次の各号の 1 に該当して経営の健全性を大きく侵害する恐れがある場合にはその関連内容を公示しなければならない
 1. 不良与信または金融事故などが発生した場合
 2. 第 34 条または第 38 条の規定によって経営改善勧告などの措置を受けた場合
- ④ 第 3 項で定めた開示と関連した開示対象、内容、方法及び時期などは監督院長が定める

- ⑤ 監督院長は金融機関が第 1 項または第 3 項で定めた事項を虚偽に開示したり重要な事項を欠落する等の不誠実に開示した場合には該当金融機関に対して訂正開示は再開示公示の要求ができる
- ⑥ 金融機関は次の各号の事項を定期株主総会に報告しなければならない
 1. 該当会計年度中の無収益与信の増減現況
 2. 該当会計年度中の巨額の無収益与信の増加企業の現況（都市銀行は 20 億ウォン、地方銀行は 10 億ウォン以上）
 3. 貸出及び支給保証の支援金額が 100 億ウォン以上である企業で該当会計年度中に新規発生した債権再調整企業の現況及び同企業に対する債権再調整の内訳
 4. 該当会計年度中に支出した寄付金の内訳
 5. 子会社の営業成果と財務状態に対する経営評価の結果

● 銀行業監督業務施行細則 31 条（隨時開示）

銀行業監督規程第 41 条第 3 項第 1 号で定める「不良与信または金融事故などが発生した場合」とは、次の各号で定める場合とする。

- 1. 規定第 79 条第 3 項で定めた基準による同一系列企業群別（系列企業群所属企業体でない場合には個別企業体別）で金融機関の前月末の現在自己資本総計の 100 分の 10 に相当する金額を超過する無収益与信（<別表 12>で定めた基準によって算定した与信、以下同様）が発生した場合、ただしその金額が 40 億ウォン以下である場合には適用しない
 - 2. 金融機関検査および制裁に関する規定で定めている金融事故が発生して金融機関の前月末の現在自己資本の総計の 100 分の 1 に相当な金額を超過する損失が発生したか発生が予想される場合、ただし損失金額または損失予想金額が 10 億ウォン以下である場合と監督院長が事故内容を調べて直接発表する場合には適用しない
 - 3. 民事訴訟の敗訴などの事由で金融機関の前月末現在自己資本の総計 100 分の 1 に総合する金額を超過する損失が発生した場合、ただしその金額が 10 億ウォン以下である場合には適用しない
- ② 金融機関は規定第 41 条第 3 項の規定による開示事由発生後、直ちに次の各号で定めた事項を言論機関に資料を作成して配布する方式で開示する
- 1. 規定第 41 条第 3 項第 2 号の規定による開示の場合には金監委または監督院長が勧告、要求、命令したり措置する内容及び事由、今後計画など
 - 2. 第 1 項第 1 号の規定による開示の場合には該当与信の系列企業群名及び所属個別企業名、金額、事由、金融機関の収支に及ぼす影響、今後の対策
ただし個別企業名は不渡り発生などで正常的な営業が不可能な場合と会社整理法または和議法による各種の手順を申請または進行中の場合に限る

3. 第1項第2号の規定による公示の場合には該当金融事故の発生日時または期間、事故発見日時、経緯、金額、原因、金融期間収支に及ぼす影響、措置内容または計画等
- ③ 金融期間は第1項及び第2項の規定によって公示をする場合には監督院長にその内容を速やかに報告する
- 金融業経営統一開示基準（全国銀行連合会）
第1条（目的）、第2条（適用対象）、第3条（一般原則）、第4条（根拠表示等）、第5条（公示対象）、第6条（公示方法）、第7条（公示基準変更）、第8条（実務作業班）及び附則などで構成
一方、[別表1]で統一開示項目及び内容を、[別表2]で外国銀行国内支店統一開示項目及び内容を定めている

銀行別固定以下与信及び同比率推移

(単位:億ウォン, %)

銀行名	1999.12(月末)		2000.12(月末)		2001.12(月末)		2002.12(月末)	
	固定以下 与信	対総与 信比率	固定以下 与信	対総与 信比率	固定以下 与信	対総与 信比率	固定以下 与信	対総与 信比率
朝興	56,124	16.5	36,129	10.2	12,365	3.3	18,486	3.8
ウリ	87,752	16.5	72,884	14.0	10,268	2.0	14,224	2.2
第一	45,884	29.9	15,846	10.4	17,272	10.5	4,541	2.2
ソウル	24,563	19.4	22,853	19.8	8,251	2.4	—	—
外換	58,078	18.0	34,557	10.8	11,885	3.6	11,174	2.9
国民	50,996	11.3	38,334	7.0	40,147	3.6	38,214	2.9
住宅	36,745	7.4	24,691	5.1	—	—	—	—
新韓	20,274	6.9	13,163	4.0	8,681	2.4	6,164	1.4
韓美	21,221	13.7	16,959	9.0	5,522	2.7	3,040	1.1
ハナ	22,851	8.6	17,137	5.6	7,820	2.4	9,799	1.7
平和	9,188	18.0	5,919	14.1	—	—	—	—
市中銀行	23,676	13.9	298,472	8.8	117,211	3.3	105,642	2.4
大邱	7,691	11.8	6,341	8.7	2,855	3.7	2,177	2.3
金山	4,197	7.6	4,128	6.7	2,630	3.7	1,930	2.2
光州	2,695	7.2	2,300	6.8	1,005	2.7	1,047	2.1
済州	1,598	18.9	1,331	15.6	265	2.8	336	2.6
全北	1,917	11.8	1,244	8.2	769	4.5	354	1.7
慶南	4,276	9.4	6,121	13.7	1,492	3.2	1,190	2.0
地方銀行	22,374	9.8	21,465	9.1	9,016	3.5	70,34	2.2
一般銀行	446,050	13.6	319,937	8.8	126,227	3.3	112,676	2.4
産業	93,991	16.7	51,455	8.1	26,321	4.4	9,930	1.9
企業	23,421	8.8	13,983	4.5	12,408	3.5	12,584	2.7
輸出入	13,975	9.8	13,018	9.0	6,296	3.7	3,917	2.2
農協	25,756	6.7	17,566	3.4	14,707	2.6	10,788	1.7
水協	6,787	15.0	5,173	11.9	1,720	4.0	1,057	2.1
特殊	163,930	11.2	101,195	6.1	61,452	3.6	38,276	2.1
銀行團	609,980	12.9	421,132	8.0	187,679	3.4	150,952	2.3

※ 固定以下与信比率=固定以下与信(固定+回収疑問+推定損失)/給与信

注: 1) 不渡有無、延滞状況(固定以下: 延滞 3ヶ月以上)以外に今後の将来債務償還能力を勘案して健全性分類

2) 2001.12月末 ウリ銀行の数値は平和銀行の与信を含む

3) 2002.12月末 ハナ銀行の " はソウル銀行の "

巨額信用供与総額現況 <2002.3月末>

(単位: 億ウォン, %, %p, 個)

銀行	自己資本 (A)	巨額信用供与 (B)	自己資本対比 比率 (B/A)	系列 2) (企業) 数	総与信供与 (C)	
					巨額信用供与	
朝興	46,252	16,893	36.5	3	289,067	5.8
バンピット	52,513	14,687	28.0	2	480,317	3.1
第一	21,804	4,744	21.8	2	144,972	3.3
ソウル	11,171	12,102	108.3	6	127,125	9.5
外換	31,414	24,702	78.6	5	308,545	8.0
国民	113,011	0	0.0	0	960,810	0.0
新韓	43,993	17,427	39.6	3	352,917	4.9
韓美	17,309	12,436	71.8	5	149,163	8.8
ハナ	26,929	15,871	58.9	3	286,956	5.5
市中銀行	364,395	118,862	32.6	29	3,099,372	3.8
大邱	8,192	0	0.0	0	61,190	0.0
釜山	6,966	0	0.0	0	55,022	0.0
光州	3,796	2,060	54.3	1	32,147	6.4
済州	1,023	258	25.2	2	9,911	2.6
全北	1,920	708	36.9	2	15,697	4.5
慶南	4,959	0	0.0	0	37,301	0.0
地方銀行	26,857	3,025	11.3	5	211,268	1.4
一般銀行	391,252	121,888	31.2	34	3,810,640	3.7
産業	108,534	60,073	55.3	4	406,876	14.8
輸出入	28,584	18,411	64.4	5	38,138	48.8
中小企業	31,509	0	0.0	0	220,470	0.0
農協	52,851	0	0.0	0	348,301	0.0
水協	3,012	514	17.0	1	18,082	2.8
特殊銀行	224,489	78,998	35.2	10	1,031,867	7.7
銀行圏	615,741	200,885	32.6	44	4,842,507	4.6

注: 1) 銀行自己資本の 10% を超過する信用供与

2) 銀行が巨額信用供与を提供した系列 (企業) 数

韓国の「金融監督システム」について

98年4月に「金融監督委員会」が発足した。また、99年1月からはそれまでの4つの監督機関（銀行監督院、証券監督院、保険監督院、信用管理基金）を統合されて「金融監督院」が発足し、金融監督の一元化が実現している。

(1) 金融監督委員会

金融監督委員会は国務総理(首相)の元に設置され、同委員会は他の政府機関とは独立している。委員会は9人の委員からなり、各委員は3年の任期で大統領により任命される。委員長は内閣の推薦により大統領が任命し、同時に金融監督院の院長を務める。副委員長は財政経済部の推薦により大統領が任命し、証券先物委員会の委員長を兼務する。常任委員は金融監督委員会委員長の推薦に基づいて任命される。その他の6委員のうち、まず3名は職務上のポジションであり、財政経済部の次官、韓国銀行の副総裁、韓国預金保険公社の社長が担当する。残りの3名は財政経済部が推薦する会計の専門家、法務部が推薦する法律の専門家、そして大韓商工会議所会長が推薦する経済界代表である。

金融監督委員会には次の3つの主要な役割がある。

第1に金融監督にかかる課題の解決、第2に金融監督院の指示・監督、第3に構造調整計画の実行である。金融監督委員会は金融機関と証券・先物市場の検査・監督にかかる事項の審議・議決を行なう。すなわち、金融機関に対する監督と関連した規定の制定及び改正、金融機関の設立、合併、転換、営業譲渡・譲受などの許認可、金融機関の免許の発行及び取り消しなどである。さらに金融監督委員会は金融及び企業部門改革の実施と監督などの特別任務もある。

(2) 金融監督院

金融監督院の院長は金融監督委員会の委員長が兼務する。金融監督院の役割は、金融機関の業務および財産状況に関する検査、検査結果を受けて法律の規定に基づく制裁、金融監督委員会と証券先物委員会の業務の補佐などである。さらに金融監督委員会の承認のもとで、規則を故意に破った金融機関の職員の解任や金融機関の業務の一部あるいは

すべての停止を勧告することができる。この他、金融監督院は金融機関と投資家、預金者、債権者などとの紛争の調停も行なう。証券先物委員会は金融監督委員会の指導のもとで、証券・先物市場の監督を行なう。

(3) 金融監督委員会と韓国銀行の関係

金融監督委員会設置により、それまで韓国銀行が持っていた金融機関の監督権限は分離された。しかし、「金融監督機構の設置に関する法律」の規定により次の事項については金融監督委員会に要請をすることができる。

韓国銀行は金融通貨委員会に通貨信用政策の遂行のために必要な場合には金融監督院に対して金融機関に対する検査を要求したり、韓国銀行員を金融監督院の金融機関検査に共同で参加できるよう要求したりすることができる。また、韓国銀行は金融監督院に対して検査結果の送付の要請や、検査結果に対して必要な是正措置の要求をすることもできる。韓国銀行の金融通貨委員会は金融監督委員会に通貨信用政策と直接関連する措置をする場合に異議がある時には再度議論することを要求できる。

(4) 金融監督委員会と財政経済部の関係

財政経済部についても、かつては銀行以外の金融機関の監督を担っていたが、韓国銀行同様にその権限は金融監督委員会に引き離された。現在は財政経済部の次官が金融監督委員会の一員となり、また財政経済部長官の推薦による会計の専門家が同じく金融監督委員会の委員となっており、9名の金融監督委員会メンバーのうち2名が財政経済部にかかわりのある委員である。この他「金融監督機構の設置に関する法律」では、財政経済部長官は金融監督に関連する法令を制定または改正しようとする場合には金融監督委員会と協議をする規定となっている。また、財政経済部長官と金融通貨委員会及び金融監督委員会は政策遂行に必要と認める場合は相互に資料を要請できるとされる。